様式第18号（第82条関係）

（　　）技能講習［修了証再交付／修了証書替／修了証明書交付］申込書

（ふりがな） 氏名	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 （いずれかを○で囲む）	有　／　無
併記を希望する氏名又は通称	
生年月日	
住所	
再交付等の理由	

年　　月　　日

申込者　　氏　　名

（　　）殿

備考

1　表題の（　　）内には、労働安全衛生法別表第18各号の技能講習の種類を記入し、「修了証再交付」、「修了証書替」及び「修了証明書交付」のうち、該当しない文字を抹消すること。

2　「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

3　損傷による修了証の再交付又は修了証明書の交付の申込みの場合にあつては旧修了証を、氏名の変更による修了証の書替え又は修了証明書の交付の申込みの場合にあつては旧修了証及び記載事項の異動を証する書面を添付すること。

4　末尾の（　　）内には、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関（登録教習機関が当該技能講習の業務を廃止した場合（当該登録を取り消された場合及び当該登録がその効力を失つた場合を含む。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24条第１項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関）の名称を記入すること。

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

第二条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
（登録事項） **第十六条**　法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、その氏名又は通称 二～四　（略）	（登録事項） **第十六条**　法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 （新設） 一～三　（略）

（傍線部分は改正部分）